

他市の利用者にかかる介護予防支援の取り扱いについて（注意喚起）

標記の件、令和6年4月から指定居宅介護支援事業者（以下「事業所」という。）については、介護予防支援の指定を受けることが可能となっております。

今般、大和市における介護保険事業にかかる事務処理の過程で、大和市から介護予防支援の指定を受けていないにも関わらず、大和市被保険者を担当している他市事業所が散見されました。

については、既に介護予防支援の指定を受けている事業所及び今後介護予防支援の指定を検討している事業所は、以下の内容に留意してください。

1. 発生事案

他市で介護予防支援事業所の指定を受けている他市事業所が、大和市の被保険者に対して介護予防支援を実施していた。当該事業所の状況は以下①及び②のとおり

- ①地域包括支援センター（以下「包括」という。）委託契約ではない。
- ②当該事業所は所在市町村から介護予防支援の指定を受けている。

2. 大和市における介護予防支援の整理

利用者	保険者	利用者を担当する 事業所の所在地	指定権者	介護保険法 の扱い
A	大和市	大和市	大和市	○
B		他市	<u>大和市</u>	○
C		<u>他市</u>	<u>他市</u>	×

- ・他市事業所が利用者Cを担当するには、大和市から介護予防支援の指定を受けなければならない。
- ・なお、包括と他市事業所が委託契約を締結している場合、他市事業所は利用者Cを担当可能

3. 注意事項

既に介護予防支援の指定を受けている事業所が包括と委託契約を締結せずに他市被保険者を担当している場合、利用者の保険者に対し、介護予防支援の指定の必要有無を確認願いたい。

【参考】介護保険法第百十五条の二十二 指定介護予防支援事業者の指定（抜粋）

地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。